

教育委員会提出議案

第8号議案

豊島区文化財の登録について

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区文化財の登録について

豊島区文化財の登録について、次のとおり決定する。

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号による

2. 審議事項

(1) 豊島区文化財の登録

①有形文化財（建造物）

名 称 榎本家店舗兼住宅および新座敷棟

所 在 地 西巢鴨三丁目19番2号

所 有 者 榎本泰吉

3. 登録の理由

別紙「答申書（写）」の通り

(説 明)

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、豊島区文化財保護審議会に、文化財の登録について諮問したところ、別紙のような答申を得た。

よって豊島区文化財保護条例第7条の規定により文化財を登録するため、本案を提出する。

答 申 書

写

豊島区文化財保護審議会

令和4年3月17日

豊島区教育委員会 様

豊島区文化財保護審議会
会長 佐々木 隆爾



豊島区文化財の登録について (答申)

令和3年12月14日付、3豊教庶発第1895号をもって諮問がありました、豊島区文化財の登録について、豊島区文化財保護審議会において、令和3年12月17日と令和4年3月17日の2回にわたり審議を行った結果、下記の通り意見が一致したので答申します。

記

1. 登録件名

(1) 有形文化財 (建造物)

名称	榎本家店舗兼住宅及び新座敷棟	2棟
所在地	豊島区西巢鴨3-19-2	
所有者	榎本泰吉 豊島区西巢鴨3-19-2	

上記について、豊島区有形文化財として登録することに異議ありません。

有形文化財

1. 名称 榎本家店舗兼住宅および新座敷棟
2. 員数 2棟
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（建造物）
4. 所在地 豊島区西巢鴨3-19-2
5. 所有者 榎本泰吉 豊島区西巢鴨3-19-2
6. 登録理由 豊島区文化財登録基準 第1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（1）建造物「ア 区の歴史又は地域的特色において重要なもの」に該当する。

7. 登録理由 この建物を所有する榎本家は、幕末から続く旧家である。江戸時代から中山道沿いの滝野川村（現北区）には、種子屋を営む家が3家あり、滝野川の字名である「三軒家」の由来ともいわれている。この滝野川3家のうちの1軒である榎本重左衛門家から弘化元（1844）年に分家して、巢鴨庚申塚で種苗業を開業したのが初代榎本留吉である。その後代々「留吉」の名跡を継いで榎本留吉商店を営んでいたが、四代留吉のとき、アジア太平洋戦下の種苗統制にともなう統合によって東京種苗株式会社に再編され、その社名が店舗兼住宅棟正面のガラス戸にいまも記されている。かつては敷地内に大正6年築と伝えられる石蔵が建っていたが、平成3（1991）年に解体され、収蔵されていた商売にかかわる明治初期から昭和50年代にわたる約6万点の文書は、豊島区立郷土資料館に寄贈された。

榎本家住宅は旧中山道沿いに建つ店舗兼住宅棟と新座敷棟からなる。店舗兼住宅棟は店舗兼住宅部分が木造つし二階建て切妻造り、切落棧瓦葺きで、北側の住居部分は木造平屋建て寄棟造りで、店舗兼住宅部分と同じく切落棧瓦葺きである。外装は押縁下見板仕上げとなっているが現在は鉄板で覆われている。新座敷棟は廊下で店舗兼住宅棟の北にやや斜めに接合している。構造は木造二階建て、入母屋造り、引掛棧瓦葺き。外装は店舗兼住宅棟と同じく押縁下見板仕上げだが、主玄関脇の洋室部分のみモルタル仕上げとなっており、こちらも、傷みが激しい部分は鉄板で覆っている。

建築年代は、新座敷棟は四代留吉の結婚を機に建てられたもので、棟札の記載から、昭和11（1936）年に竣工したと考えられる。一方、店舗兼住宅棟は棟札や墨書、和釘の使用痕など建築年代の手がかりとなるものは現在のところ見つかっていない。しかしながら、昭和4年に土地相続のために作られた測量図面には描かれているほか、残された写真に写っている人物の没年から大正13（1924）年以前の建築であることは明らかで、四代留吉の妹の生まれた明治40（1907）年に建てられたという伝承もある。また、表の構えが出し桁造りである点や、屋内に揚げ戸が残っているなど、明治期やそれ以前に遡れる建築様式も残っているものの、明治後期に登場するボルトが使用されていることから、それより遡ることはできない。これらのことから、明治後期の建築と推定する。

榎本家店舗兼住宅および新座敷棟は、昭和20（1945）年4月13日に激しい空襲を受けた場所にあつて、奇跡的に焼失を免れた、豊島区内では数少ない戦前期の建築物であり、新座敷は、和風住宅に洋館が付属する、昭和初期の典型的な建物であるといえる。また、明治時代から昭和初期まで、多くの種子問屋が軒を連ねていた巣鴨から滝野川にかけての中山道は「種子屋通り」とも呼ばれており、店舗兼住宅棟はその時代を偲ばせる建物としても重要である。

これらのことから、榎本家住宅は豊島区にとって重要な文化財として保存・活用する必要あり、豊島区有形文化財に登録することが適当である。

8. 参考文献 伝統技法研究会「榎本邸調査所見」2021

四代目榎本留吉『榎本の思い出』1981

豊島区立郷土資料館『2008年度企画展 一粒入魂！～日本の農業を支えた種子屋～』2008



店舗兼住宅棟
東南縁側

撮影年代不明
(推定：大正時代)

左から

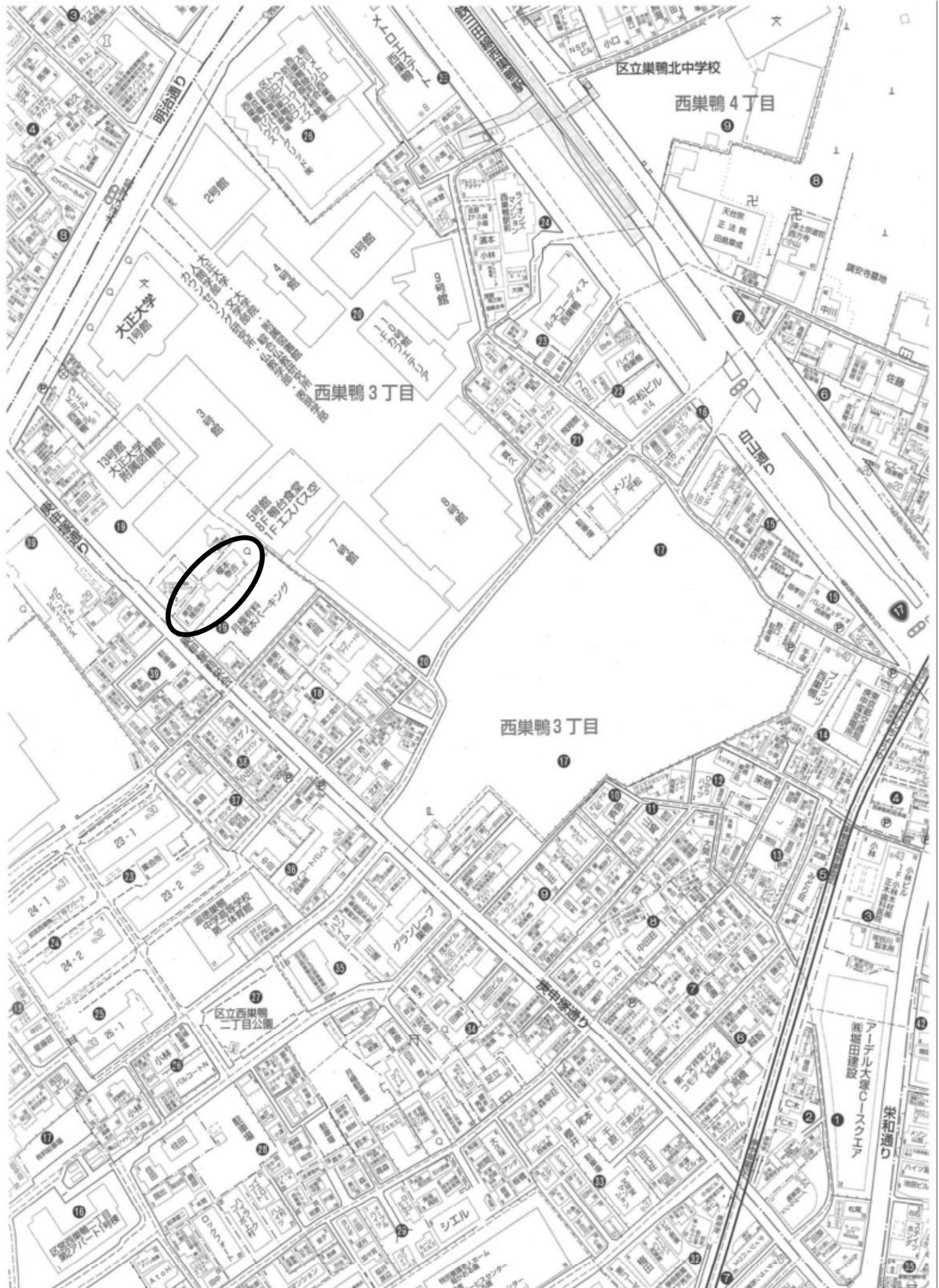
- ・二代目留吉
(大正14年没)
- ・三代目留吉
- ・三代目留吉姉
- ・二代目留吉夫人
(大正13年没)



店舗兼住宅棟
西店舗

四代目留吉

撮影年代不明
(推定：1930年代)





店舗兼住宅棟 東南面



店舗兼住宅棟 つし二階出桁造り



店舗兼住宅棟 内部 揚げ戸



新座敷棟 南面 玄関



新座敷棟 東南面



新座敷棟 北面



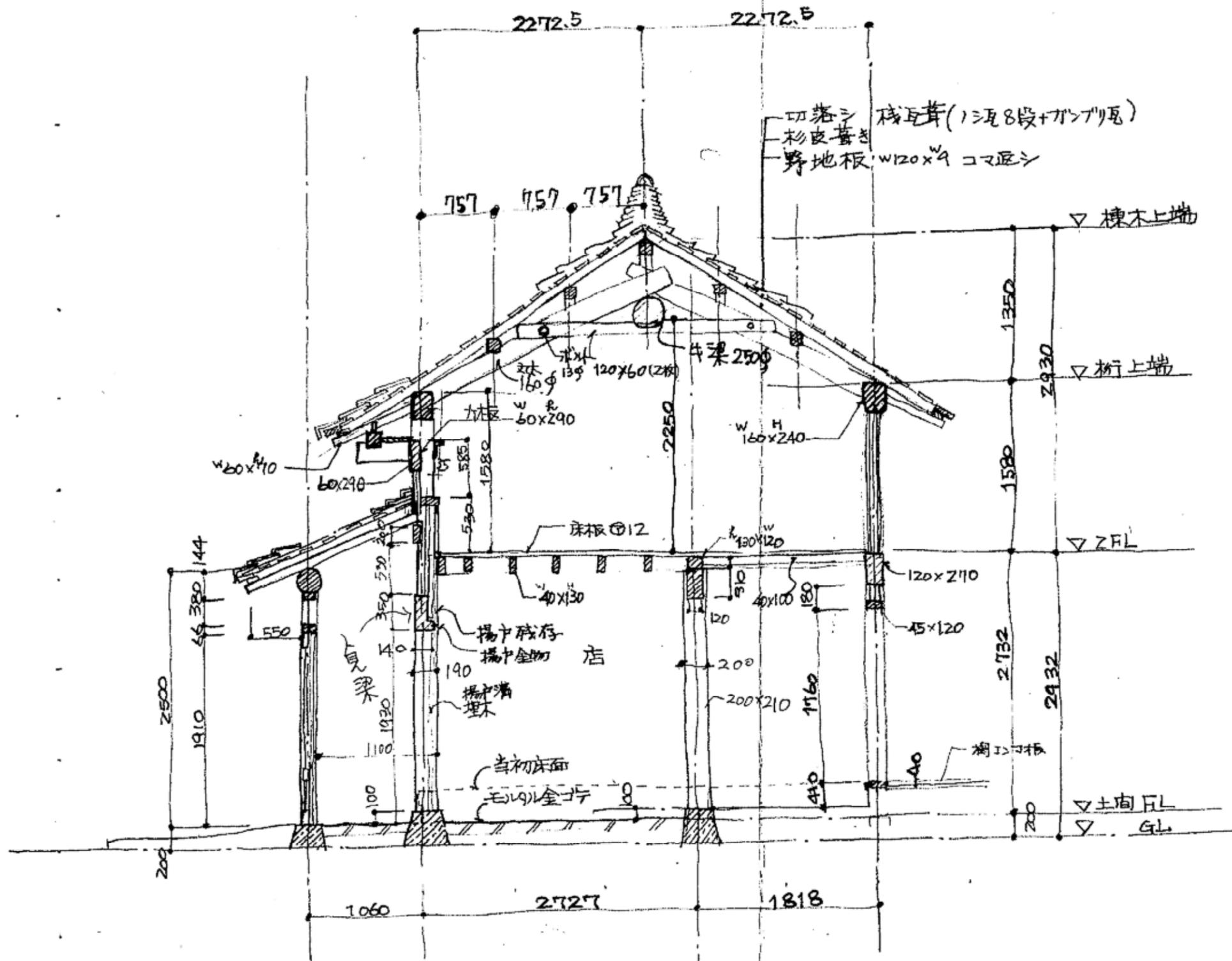
新座敷棟 玄関脇洋館



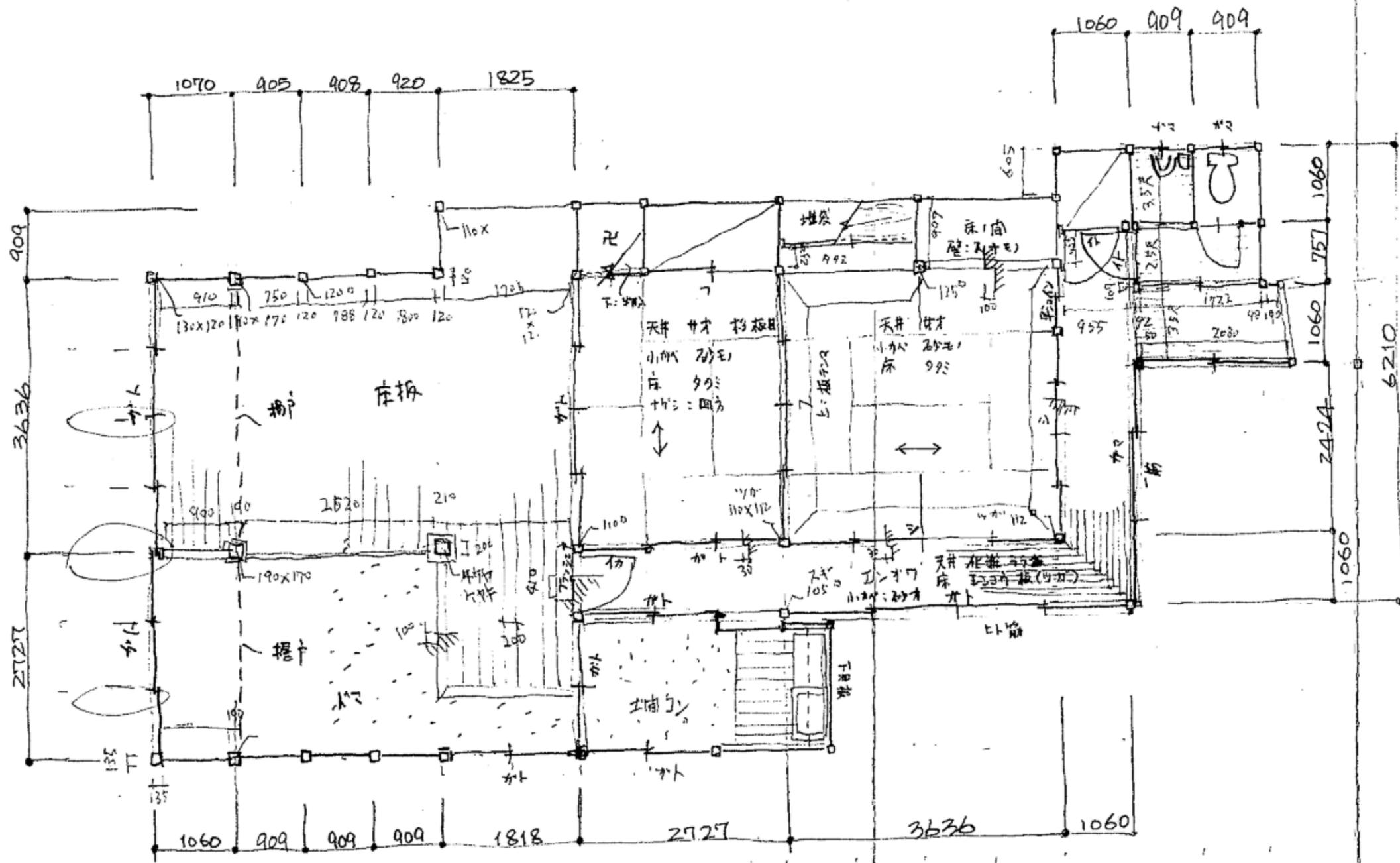
新座敷棟 東側廊下



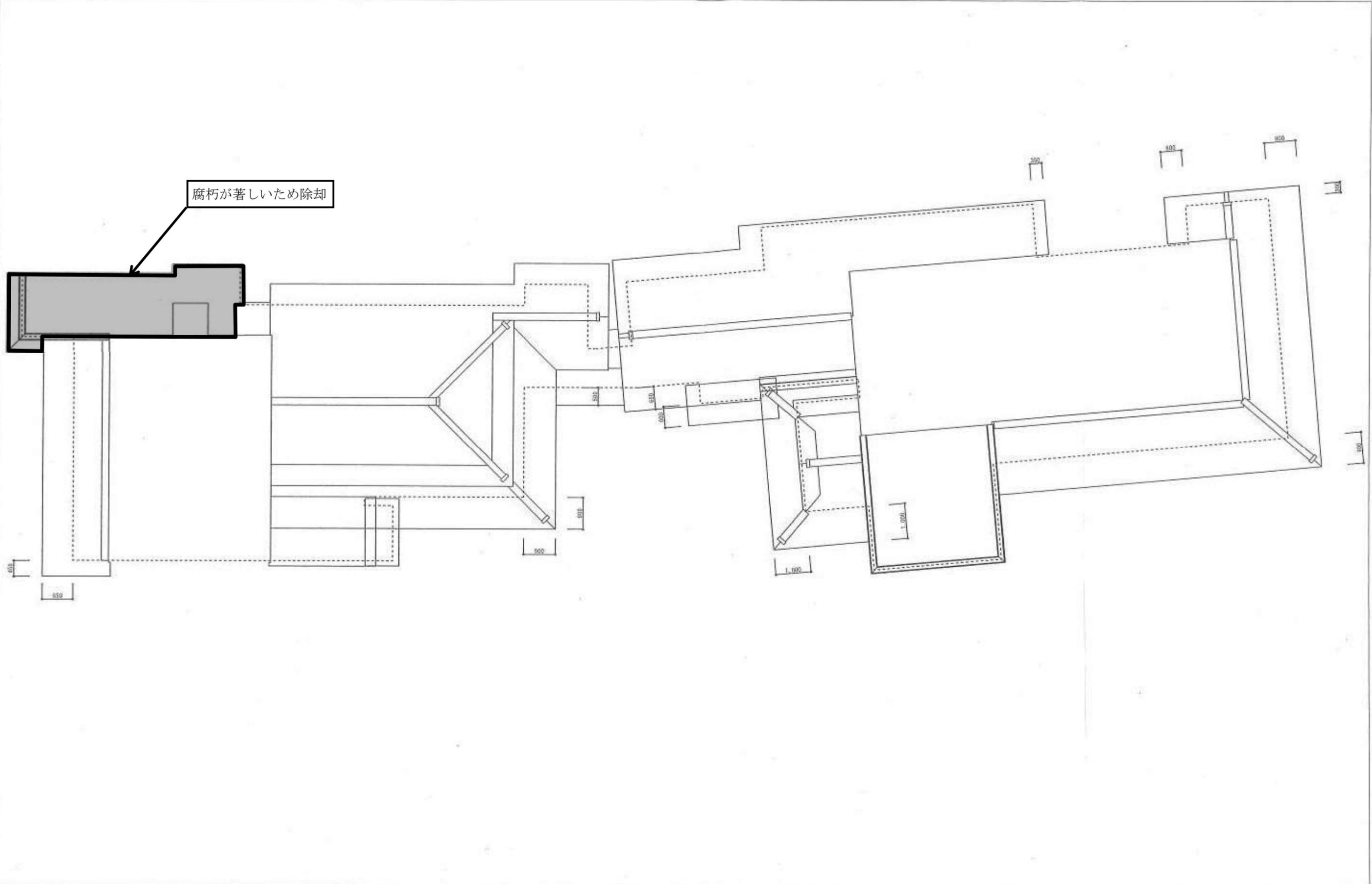
新座敷棟 主玄関 大理石



店断面図

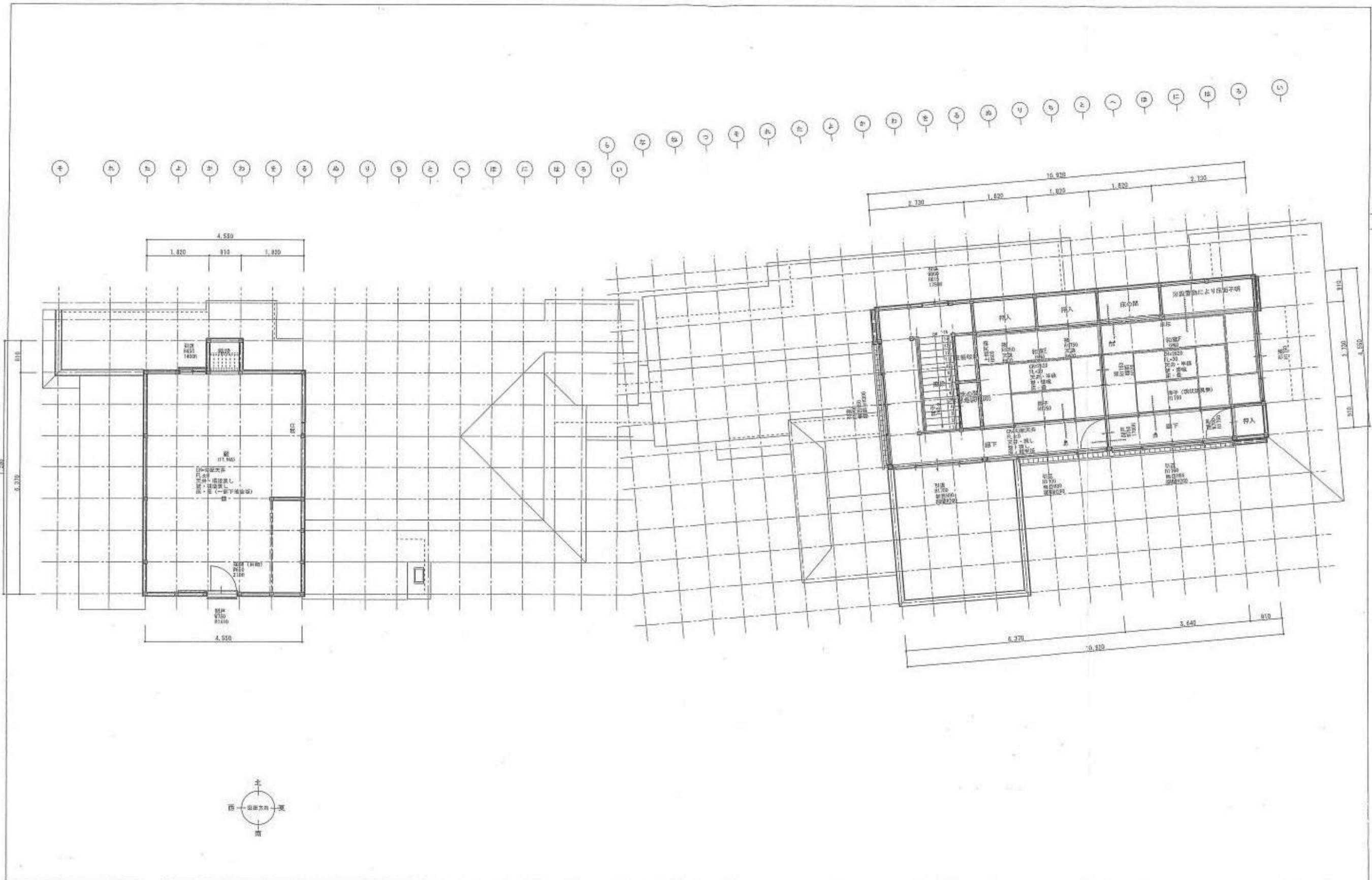


店・旧宅平面図

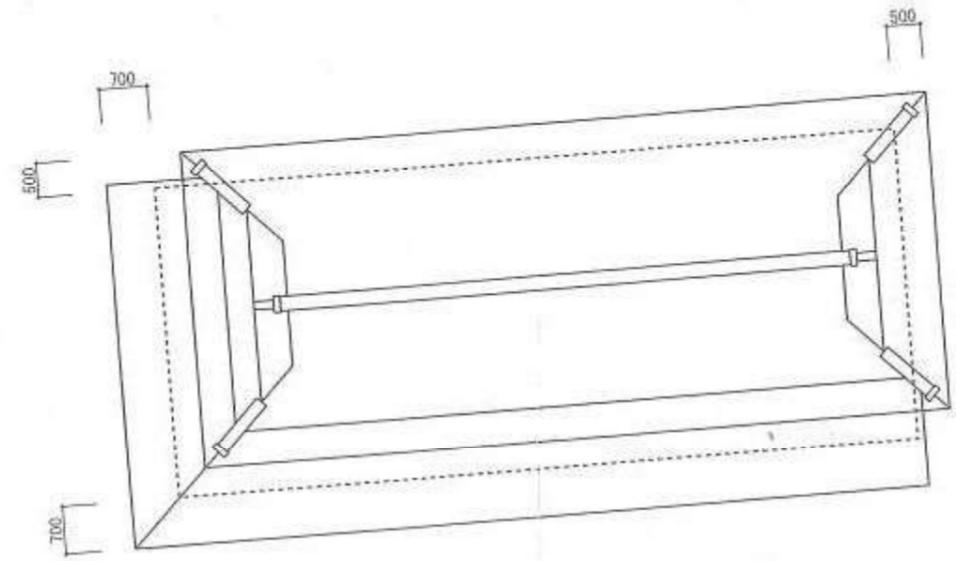
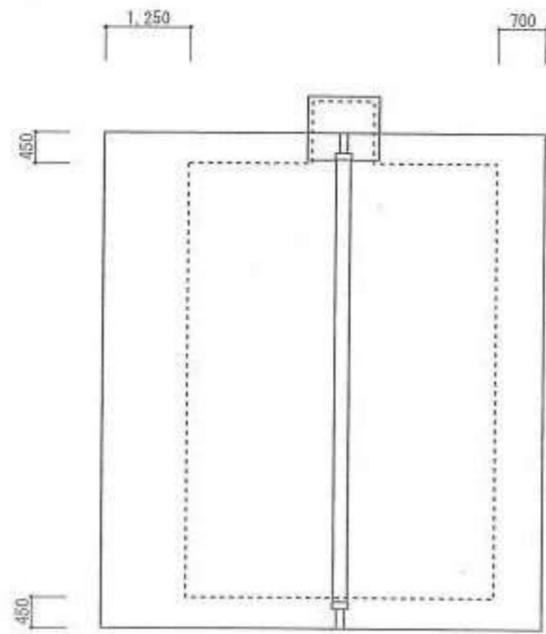


腐朽が著しいため除却

支店名	棟名	①	部	庫	庫	庫	庫	庫	変更・訂正	年月日	印	工事名	図名	図番
									年月日	印	既存1階屋根伏図 S=1/50(A1)			



支店名	棟名	①	担当	担当	製図	特記事項	変更 年月日 印	工事名	図番
							訂正 年月日 印		



支店名	棟 号	①	担 当	担 当	製 図	特 記 事 項	変 更 日	年 月 日	印	工 事 名	圖 番
							訂 正 日	年 月 日	印		

既存



南側立面図

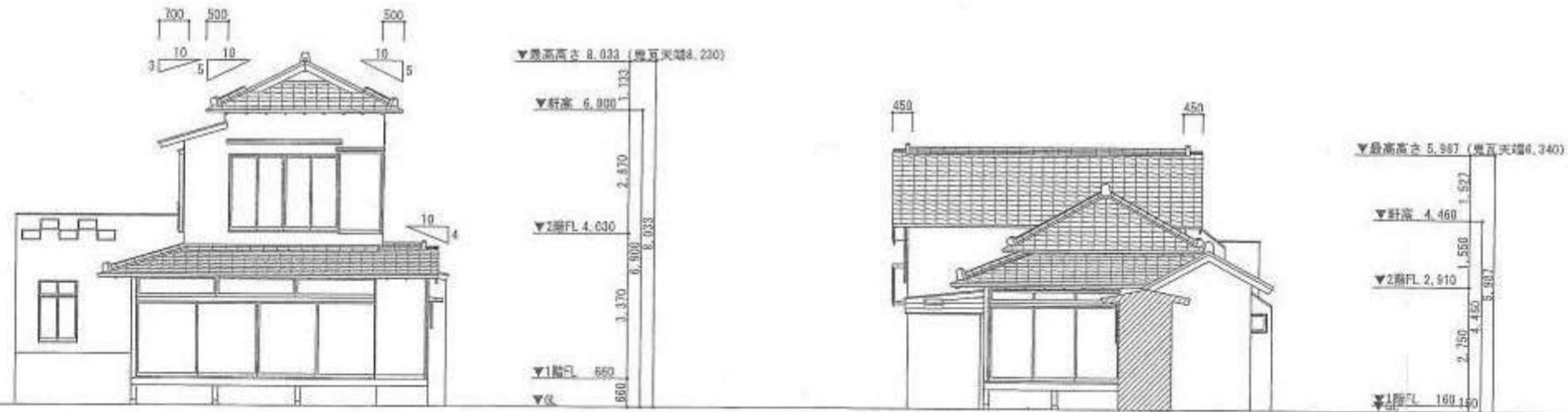


北側立面図

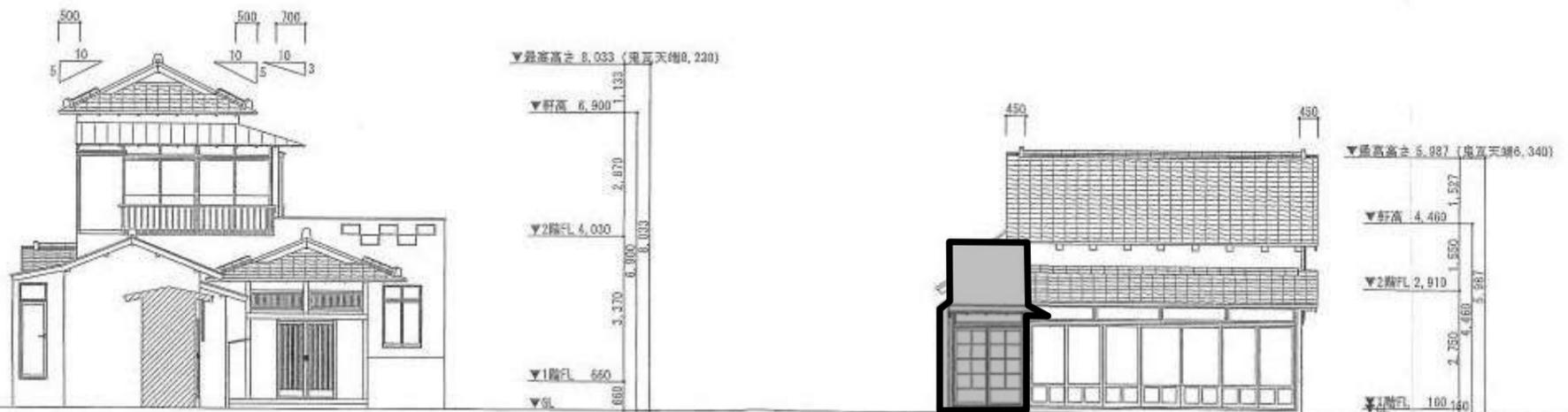
腐朽が著しいため除却

店名	棟	種	担	担	担	製	特	変	工	日	校
							※名称寸法及び納まりは、工事施工時に確認する。 ※建築士仕様の場合、軒の出、軒の深さは、五寸法により多少異なる。	更	事		
							記	訂	名	既	校
							事	正	図	存	数
							項		名	立	
									面	面	
									図	2	
									1/100		
										2020	
										年	
										12	
										月	
										24	
										日	

既存



東側立面図



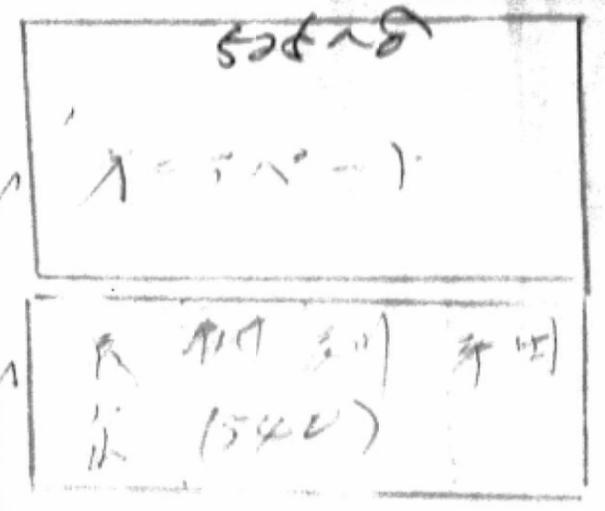
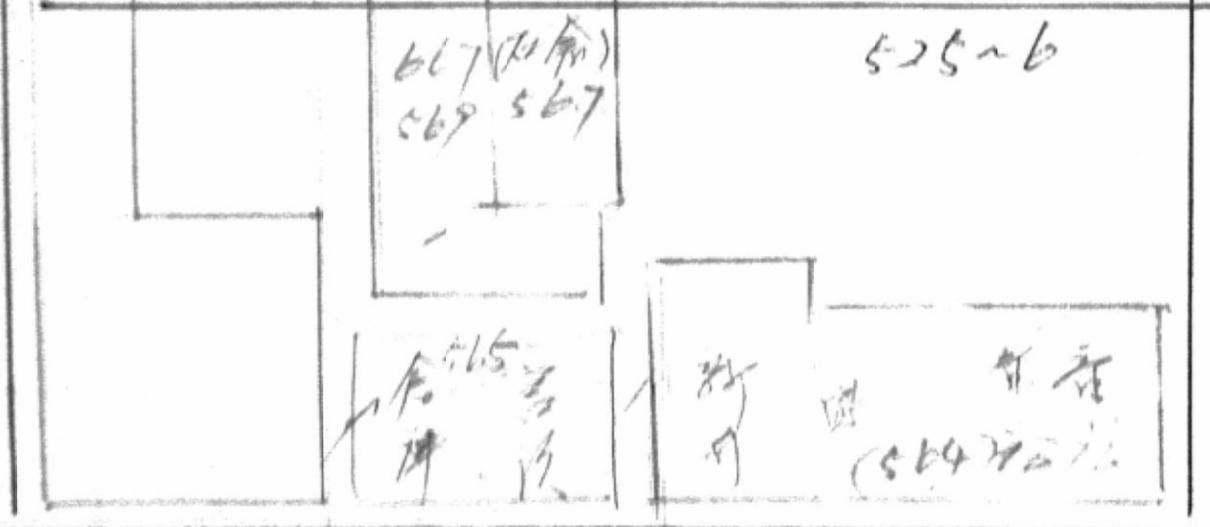
西側立面図

腐朽が著しいため除却

店名	校 園	担 当	担 当	業 種	特 記 事 項	※各寸法及び納まりは、工事施工時に確認する。 ※照準機互換性の場合、軒の出、材の出しは、寸法により多少異なる。	資 料 ・ 訂 正	工 事 名	※ 図 名	縮 小 率
								既 存 立 面 図 1 / 100		縮 小 率

(52022)

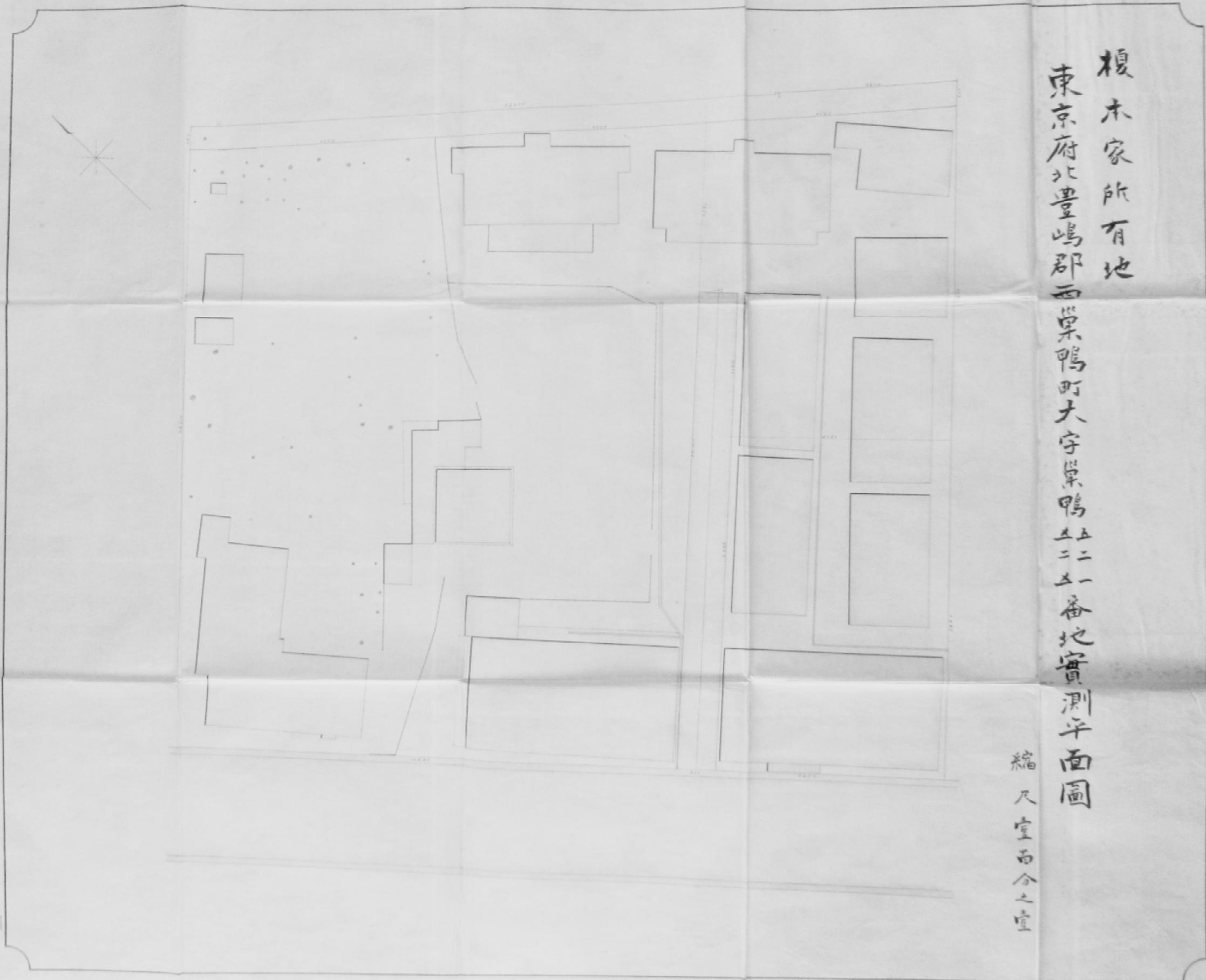
505~7



榎木家所有地

東京府北豊嶋郡西巢鴨町大字巢鴨五二五番地實測平面圖

縮尺壹百之壹



昭和十一年二月